

(別紙3)

障害の特性等に応じた早出遅出勤務に係る状況変更届

(各省各庁の長)

年 月 日

殿

所 属

氏 名

障害の特性等に応じた早出遅出勤務に係る状況について次のとおり変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

申出に係る職員の区分に変更があった

(変更後の区分)

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第37条第2項に規定する対象障害者）

(2) 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則10—4（職員の保健及び安全保持）第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの

(1)及び(2)の職員ではなくなった

障害の特性等に応じた早出遅出勤務を必要としなくなった

2 状況変更の発生日

年 月 日